

「緊急事態宣言解除後の新郷東小の対応について」

1 学校保健に関する感染予防の更なる徹底

- (1) 健康観察の更なる徹底について
 - ・毎朝の検温及び風邪症状、いつもと異なる体調などの確認等、コドモンによる健康観察の強化・徹底
 - ・風邪症状、いつもと異なる体調等の際には登校させない。
 - ・同居の家族内に体調不良者がいる際には登校させないよう保護者に要請。
- (2) 学校環境衛生について
 - ・手洗いの徹底と不織布マスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆う）
 - ・適切な換気と保湿
 - ・職員室等において、つい立や飛沫感染防止シート等の設置
- (3) 家庭（保護者）への協力依頼について
 - ・登校前の検温、健康観察、体調管理の徹底（体調不良の際は登校しない、させない）
 - ・手洗いの徹底と不織布マスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆う）
 - ・適切な換気と保湿
 - ・不要不急の外出はなるべくさげ、児童同士の会食における会話時は、不織布マスク着用

2 給食指導に関する留意事項の徹底

- (1) 準備について
 - ・給食当番を行う児童及び教職員は、健康状態、服装を含め当番活動が可能であるかを毎日点検する。
 - ・児童生徒全員が食事の前にうがい、ハンドソープによる手洗い、アルコールによる消毒を行い、会食までマスクの着用を徹底する。
- (2) 配膳について
 - ・教職員の指導のもと、担当する児童を限定して対応する。
 - ・盛り付けは、食事をとる前にすべて済ませる。
- (3) 会食中について
 - ・飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにはせず、前を向いて食べる。
 - ・会話は禁止とする（黙食）。

3 教育活動について

- (1) 10月1日（金）より通常授業とする。原則、感染対策を徹底しながら教育活動を行う。授業実施の際は、常時喚起を基本とする。実技等を伴う授業における「特に感染リスクが高い学習活動」について
 - ・令和2年9月11日付「実技等を伴う授業を行う上での留意点（改訂版）について（通知）」をもとに実施する。
 - ・家庭科の調理実習については、令和2年11月9日付「家庭科、技術・家庭科（家庭分野）調理実習等に関する取扱いについて（通知）」をもとに取り扱う。
- (2) 配慮を要する教育活動等について
 - ・全児童や複数学年による多人数での集会等は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は感染防止対策を徹底する。

- ・音楽会等については、合唱や吹奏楽等において集団感染の事例が見られることから実施の可否を慎重に行うこと。
- ・クラブ活動の活動内容については、各教科等に準ずる。
- ・校外活動については、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、**中止または延期を含め実施の可否を判断する。**実施する際には、令和2年9月11日付学校保健課長発出「校外学習等実施に伴う新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理注意事項について（通知）」を参照し、感染拡大防止対策を徹底する。

4 児童生徒の出欠席の取扱い

(1) 基本的な考え方について

- ・**原則、令和2年5月26日付事務連絡「川口市立学校（園）の再開について」（学務課長）による出欠席の取扱いと同様**とする。
- ・熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「**出席停止**」となる。
- ・保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応については、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「**出席停止**」として記録し、欠席としない場合もあり得ると考えられる。

(2) 表簿等への記載について

- ・「出席停止」の理由は、「**新型コロナウイルス感染症関連**」とする。

(3) 登校後の体調不良に関する取扱いについて

- ・学校で発熱等の体調不良を確認した場合、当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。（「**出席停止**」とする）

5 社会教育団体等への学校施設開放

- ・校庭等の屋外施設及び体育館等の屋内施設の開放は**夜9時まで**とする。
※各学校から利用団体に、**可能な限り連絡し、連絡がつき次第、時間制限について協力を得ること。**
- ・利用団体に対して、引き続き利用における注意事項（「3密」を避ける、ドアノブ・スイッチ等共用箇所の消毒等）を周知し、感染症対策を徹底させる。
- ・利用者すべてについて、氏名・連絡先・健康状態等を把握するため、名簿を提出させ記録を提出する。
- ・利用の際は、**原則、関係団体のみでの利用とし、練習試合等で部外者を入れる場合は、感染拡大防止対策等を十分に精査・考慮した上で、校長に事前に許可を得ることとする。**
- ・上記のルールを守り、学校運営上支障のない範囲内において、校長の判断により貸し出しをすることができる。

6 小学校における放課後児童クラブの対応

- ・通常どおり開室する。

7 来校者への対応

- (1) 氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、消毒及びマスクの着用を徹底させる。
- (2) 来校者の待機場所は、間隔をあけて椅子を置くなど、ソーシャルディスタンスをとるようにする。